

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項目	5 上乗せ排水基準	
担当部局	くらし・環境部生活環境課	
企業からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の上乗せ基準の緩和 	
規制の目的・現状	<ul style="list-style-type: none"> ・国は水質汚濁防止法(昭和 45 年) で全国一律の排水基準を規定したが、都道府県条例で地域の状況を踏まえ、上乗せ排水基準を設定できる制度を創設した。 ・本県は、県民の健康の保護や生活環境の保全を目的に、13 の水域毎に水質の状況や既存事業場の排水状況を勘案し、きめ細かく上乗せ排水基準を設定した。(条例 昭和 47 年) ・新設事業場は、設置時から排水処理の設計ができることから、条例制定当時の既設事業場より厳しい基準を設定している。 	
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例 ・水質汚濁防止法 	
他県の状況(他県比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・47 都道府県全てで、上乗せ排水基準を設定している。 ・隣接県の状況は、本県よりも厳しいか同程度の基準である。 ・上乗せ排水基準を緩めた都道府県はない。 	
これまでの見直しの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定後、平成 22 年 3 月までに 19 回改正している。 ・田子の浦水域の公害対策(田子の浦港の底質悪化や、硫化水素の発生等)としてSS(浮遊物質)の基準強化(昭和 51 年)がある。 ・他は省令改正等に伴う改正(亜鉛の基準改正(平成 19 年)、業種追加)。 	
見直す場合の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例の改正(県環境審議会審議、県民意見提出手続(パブリックコメント)必要) 	
規制緩和による影響	規制する側	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質が悪化し、環境基準の達成率が低下、県民の生活環境に悪影響を及ぼす。
	規制される側	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理にかかるランニングコストが軽減される。 ・新設事業所にあっては、排水処理施設への投資が軽減される。
規制緩和の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公共用水域における汚濁負荷量は、企業の取組及び単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換などによる改善が図られているものの、未だ環境基準を達成していない水域が存在することから、現在の上乗せ排水基準を維持する。</u> ・<u>今後、生活系の汚濁負荷量を低減する施策を推進し、環境基準を大幅に下回った水域を対象に利用目的、発生源別の汚濁負荷量及び流域市町の意向などを調査した上で、水環境の在り方について協議する。</u> 	
規制を維持する場合はその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>水質環境基準の達成状況は、河川 96%、湖沼 0%、海域は近年達成率が低下し 87%と、いずれも 100%に達していない。また、測定値が基準超過又は基準を満たしているものの基準値との差が10%以下の基準地点が、2割(25地点/120地点)も超えている。</u> ・隣接県の上乗せ排水基準の状況は、本県よりも厳しいか、同程度である。 ・<u>環境基本法及び静岡県環境基本条例の基本理念は、環境への負荷はできる限り軽減するものであることから、水質の悪化が懸念される規制緩和は現段階においては困難である。</u> 	